

平成 31 年 4 月 18 日

高速電力線搬送通信設備作業班事務局 殿

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟  
電磁環境委員会 委員長 高井 正興

平成 31 年 4 月 18 日付でご照会のありました作業班報告書案について、次のとおり修正及び追加の案を提出させていただきますので、よろしくお取り計らってください。

(報告書案に対する提案)

## 1. 構造物の定義付け

これまで工場・スタジアムあるいはショッピングアーケード等がアプリケーションとして示されているが、使用環境での混乱を避けるために屋内と屋外の定義付けが必要になる。次のように区分することより使用可能な PLC 設備を明確化出来る。

屋内とは全ての面が囲われている構造物と規定し、屋内用 PLC 設備の導入を可能とする。その何処か一面でも開放されていれば屋外とみなし、屋外用 PLC 設備のみを導入できる。

## 2. 上空への放射に対する対応

資料 17-14 において

「(3) 上空が覆われていない建物内の PLC 設備

これまでスタジアムなどの上空が覆われていない建物に設置できる PLC 設備は、屋内用設備か屋外用設備かが不明確であったが、周辺の建物との離隔距離が 30m 以上であれば屋内用 PLC 設備を利用できる事にする。」

と、ある。

上空への放射は容認しているが、水平方向への放射を容認しているわけではない。したがって水平方向への放射を防ぐために建物等の壁面の高さに何らかの規定が必要となる。一案として 20m 以上を提案する。

### 3. 離隔距離

提示されている測定データから放射に対する影響が無い事が確認されている距離 10m を構造物に対する境界線からの離隔距離とする。なお、シミュレーションにおいて第 3 線の状態により放射が増加する可能性がある事に留意する必要がある。

### 4. アマチュア無線周波数の保護

現在、PLC 設備製造会社等の自主規制により対象となるアマチュア無線周波数帯は保護されております。

今後、海外から輸入される可能性を考慮すると、現在の自主規制を条文として制度化していただくことを望みます。

以 上